

令和3年3月美作市定例教育委員会会議録

開催期日	令和3年3月24日(水)		開催場所	作東総合支所 2階 応接会議室
開会時間	午前10時01分		閉会時間	午前10時39分
出席委員	教育長	福田昌弘	職務代理者	佐々木勇
	委員	平田邦義	委員	岡本美幸
	委員	万殿貴志		

会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
教育次長	平田幸春	教育総務課長	赤堀卓司
学校教育課長	甲本智之	社会教育課長補佐	皆木いそ美
教育総務課課長補佐	小阪田章	教育総務課課長補佐	渡邊祥子
学校教育課課長補佐	井口博文	教育総務課係長	神原克紀

日程 第1 開会

午前10時01分、3月定例教育委員会を開会する。

- ・神原係長、失礼します。それでは、ただいまから令和3年3月美作市定例教育委員会を開催いたします。「日程第2 教育長あいさつ」福田教育長よりご挨拶をお願いいたします。

日程 第2 教育長あいさつ

- ・福田教育長、おはようございます。年度末との事で人事が動いているところですが、来年度に向けて建設事業として作東公民館、英田こども園が引き続き動いていく訳でございますが、むさしこども園の落成式が22日月曜日にありました。むさしこども園建設では、いろいろな問題をご指摘いただきましたが、改善していくところがございましたので、新たな建設事業ではその辺りを活かし進めていく所存です。さらに着手を始めていかなければいけないものが、給食センターの課題がございます。また、事務的な整理を行い支援学校誘致についても進めていかなければと思っております。より良い物を作り上げるだけでは無く、人材も作り上げる必要と思っております。以上でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

日程 第3 会議録署名委員の指名について

- ・福田教育長、会議録署名委員に平田委員を指名する。

日程 第4 教育長の報告

- ・福田教育長、本日の報告はありません。

日程 第5 議案審議

議案第10号 美作市立認定こども園等評議員設置要綱の制定について

- ・福田教育長、教育総務課長説明をお願いいたします。
- ・赤堀課長、資料1により説明する。

園・家庭・地域が連携協力しながら、一体となって子どもの健やかな成長を担っていくため、地域に開かれた園づくりを推進する観点から、園に評議員を置くことができるよう制定するものでございます。小中学校には学校評議員がすでに委嘱されていますが、園には制度がないためいらっしゃいません。今後の園の運営の充実のために評議員を置き、ご意見等をいだだくものです。
- ・福田教育長、説明が終わりました。ご意見等ございませんか。
- ・佐々木委員、評議員は各園5人以内とするとあります、園によって園児の数に多い少ないがあると思います。ちなみに小中学校の評議員は何人と決められていますか。
- ・赤堀課長、8名以内となっています。
- ・佐々木委員、5人以内ですが、いろいろなご意見を頂戴したいとなれば少ない様に思いますが、いかがでしょうか。保護者の中にはいろいろな職種の方もいらっしゃいますので。
- ・赤堀課長、人数については精査し、園の規模も考えて5人以内としたものです。
- ・佐々木委員、園によっては園児が多いところもありますので、もう少し多くても良いのではと思います。小中の8人以内ぐらいはと思いますが。今後検討いただければと思います。
- ・岡本委員、他の自治体で、このように園に評議員を置かれているところはございますか。
- ・赤堀課長、浅口市が置いていますが、浅口市の場合は、7名以内となっています。人数については、多数の意見がいただけるよう、評議員制度をスタートした後、実状を見ながら検討させていただきます。
- ・岡本委員、今回の制定ですが、制定となった経緯的なものはどのような事でしょうか。
- ・渡邊補佐、幼児教育アドバイザーが園長の指導等行っている中で、開かれた園運営の為には評議員制度が必要ではないかとの提案があり、内部での協議を行い取り入れることになったものでございます。
- ・平田委員、以前の園訪問時、勝田ひまわり園にはPTA組織が無く、保護者の意見を聞く機会が少ないとお聞きしたことがありましたが、この評議員制度があれば、保護者の意見を聞くことが出来るでしょう。地域の意見も聞くことも出来る。園の活性化に繋がると思いますので、是非していただきたいと思います。
- ・佐々木委員、具体的に会議の開催回数や評価内容など決めていると、より良いものになると思います。内規での取り決めなどがあればと思います。
- ・赤堀課長、年3回ほどは、会議を開催したいと思っております。
- ・福田教育長、第1条にあるように、学校教育法施行規則に学校評議員制度が謳われていますが、条文では幼稚園が対象となっています。このことから、こども園や保育園での評議員制度は、全国的に見ても浸透していません。すでに制度を行っているところでも、幼稚園でも学校評議員の名称を使用して

いるところもありました。保育園、こども園に置いても、ようやく園の経営計画の取り掛かりが出来ましたので、園の評価を評議員の方に行っていただく、これが前提でございます。外部評価の段階まで浸透させることが目標でございます。

- ・岡本委員、評議員の方は、他の園との重複も可能でしょうか。なかなか役をされる方が少なくなっている中ですし、5人集まるかなと心配する面もあります。また、連携や保育の質を高めるとなると、それぞれの園を良くご存じの方がされるとより効果的と思いました。
- ・赤堀課長、基本的には、各地域の方を委嘱出来ればと思います。重複出来る方がいらっしゃれば、それぞれの園の連携の観点から重複も可能だと思います。
- ・佐々木委員、学校運営協議会委員など、いろいろな委員がありますので、学校評議員と連携し機能しているのか見ていただき、精査する必要もあると思います。
- ・福田教育長、他にはよろしいでしょうか。それでは評議員の選任は園長にゆだねていますので、小中の選任も兼ね合わせながら、行っていくことになると思います。目的を明確にし行なっていけば、効果も上がるものと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、議案第10号につきまして、原案どおり可決してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、異議なしと認め、議案第10号を可決いたします。

議案第11号 美作市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について

- ・福田教育長、社会教育課長補佐説明をお願いいたします。
- ・皆木補佐、資料2により説明する。

社会教育法が改正され、地域学校協働本部を置く学校又は学校区に「地域学校協働活動推進員」を配置する規定が設けられたため、美作市地域学校協働活動推進員設置要綱を制定し、これまでの地域コーディネーターの位置づけを地域学校協働活動推進員とするものです。地域学校協働活動推進員は、社会教育法第9条の7第1項の規定に置いて、教育委員会の政策に協力して地域と学校の情報共有や活動を行い、地域住民等への助言などを行うものとされています。今回の制定で、従来の学校支援地域本部や放課後こども教室などの活動において、地域住民と学校との連絡調整を行っていた地域コーディネーターを新たに地域学校協働活動推進員として教育委員会が委嘱するものとなります。施行は4月1日からとなっています。

- ・福田教育長、説明が終わりました。ご意見等ございませんか。
- ・平田委員、地域コーディネーターは、現在いらっしゃいますか。
- ・皆木補佐、令和2年度では、勝田、大原、東粟倉、美作、作東、英田の各地域に学校協働本部がございまして、各学校それぞれ1~2人の地域コーディネーターがおり、活動をしていただいております。
- ・佐々木委員、文部科学省が地域学校協働活動を推進していて、各学校に推進員との連絡役の担当を置きなさいとなっています。地域コーディネーターとの連絡役については、各学校に担当を置いているのでしょうか。

- ・皆木補佐、現在地域コーディネーターの担当者としては、社会教育課に配置しておりますとして、活動について把握しております。
- ・佐々木委員、学校でも担当者を決めるようになっているのでしょうか。学校教育課と調整していただき、学校に担当者を設置して情報を把握するようお願いしたいです。今後学校の事務分担表等に地域学校協働活動担当者などや、文部科学省や県教育委員会から担当者等を設置しなさいとなっているものを設置しているのかチェックする必要があると思います。
- ・平田委員、先程の学校評議員と地域学校協働活動推進員との情報共有は図られていくのですか。それぞれが活動というよりは、共有協働していくとより充実したものになると思います。
- ・皆木補佐、現在活動していただいている地域コーディネーターの方は、学校の中の活動にも入っていただいている方ですので、学校の先生方や地域の方々との連絡調整が図られています。個々の連絡をどの様にしているかは把握していない状況です。
- ・平田委員、学校の事ですので、校長先生がしっかりと情報共有していただきたいと思います。
- ・福田教育長、各職それぞれの目的がありますが、主になるのは学校現場です。学校評議員と推進員が同時に役を受けている場合などは、共有がスムーズでしょうが、校長、教頭が学校評議員を動かしていますので、学校側のメンバーが協働活動推進へどの程度関わっていくかで、連携が取りやすくなると思います。
- ・平田委員、学校評議員会では、校長先生がどうでしょうかと意見を求める場でしょうが、その中で地域協働活動推進として、この様な活動をしていただいているなどの情報提供があると共有が図られるのではないかでしょうか。いろいろな情報が学校に伝わっても生かされないともったいないです。
- ・岡本委員、地域コーディネーターさんは、どの様な活動をされていますか。
- ・皆木補佐、主に活動されているのは、環境整備としてプランタに花を植えていただいたり、家庭科でのミシンや裁縫の指導支援です。また、登下校の見守りをしていただいている方もいらっしゃいます。クラブ活動の支援や学校行事での補助をしていただいています。
- ・平田委員、大原小学校で学校ボランティアとの事で、先程言われた環境整備などの講習があり、ボランティアとして登録していますが、この様な活動の事ですか。
- ・皆木補佐、ボランティアは市内で**558**名のご登録をいただいています。その方々をコーディネートして下さる方、今日はこの様な事をボランティアさんしましょうと声掛けなどをしていただくのが、地域コーディネーターさんで学校と地域の結び付けを中心となって活動していただいています。
- ・佐々木委員、より効果的にする為に、環境整備や家庭科支援だけではなく、教科の授業に入ってもらうとか、歴史に詳しい人を学校と結び付けて授業をしていただくとかもどうでしょうか。学校の担当者からこの様な事に協力いただける方をご紹介くださいとコーディネーターさんに依頼し、地域の人材に入っていただく様な流れが出来れば、学校のレベルが上がる事になると思います。ですから学校の担当者が重要なと思っております。

- ・福田教育長、そういう事も含めまして、地域コーディネーターから地域学校協働活動推進員として明確に位置づけさせていただこうとなったものです。
- ・佐々木委員、社会教育課だけではなく、学校教育課、または学校との連携を必要とするでしょうから、連携をお願いしまして、成果が上がっている事例を各学校に知らせておけば、より成果が出て来ると思いますので、お願いいいたします。園でも行えば良いのかなとも思います。
- ・皆木補佐、もととなっていますのが、岡山こども応援事業ですので、放課後こども達の居場所となっております。小中学校が中心にと思っております。
- ・福田教育長、他にはよろしいでしょうか。それでは学校の応援団とのことで活発に活動していただけるよう進めてまいります。それでは、議案第 11 号につきまして、原案どおり可決してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、異議なしと認め、議案第 11 号を可決いたします。

議案第 12 号 美作市公民館運営協議会設置要綱の一部改正について

- ・福田教育長、社会教育課長補佐説明をお願いいたします。
- ・皆木補佐、資料 3 により説明する。
専任公民館長を配置する大原公民館、英田公民館、作東公民館にそれぞれ公民館運営協議会を設置することで、地域住民の意見が公民館事業に、より反映する事を目的とし、一部改正を行うものでございます。改正前の公民館運営協議会設置要綱ですと、市全域の公民館運営協議会設置との意味合いになっていたことから、地域に根差した各公民館事業の促進として、館長配属の公民館それに公民館運営協議会を設置出来るようにするものでございます。
- ・福田教育長、説明が終わりました。ご意見等ございませんか。
- ・平田委員、勝田地域には公民館がありませんが、館長を 4 月以降配置するとお聞きしましたが、どの様な状況となるでしょうか。この改正に勝田地域の運営協議会設置が謳われていませんが、公民館では無いからとの事でしょうか。勝田地域は協議会は設置されるのでしょうか。
- ・皆木補佐、勝田地域は条例上、公民館がございません。従いまして、今回の改正で勝田公民館と謳うことが出来ません。しかしながら、公民館事業として事業を行いますので、公民館長を勝田地域に配置することになっていきます。勝田市民センターを類似施設として事業を行います。運営協議会は、設置しませんが、地域の方々からご意見を頂戴しながら事業を行うため、何かしらの組織の立ち上げが必要と考えています。
- ・福田教育長、3 月の市議会に置いて、公民館と集会所、コミュニティハウスの位置づけを見直し、整備していく美作市公民館及び集会施設等整理の推進に関する条例が制定される運びとなっています。このことから、施設の位置付けとソフト事業の位置付けを今後行いまして、基本的には、市内に 5 館の公民館を位置づける運びとなります。運営協議会に付きましても、まずは 3 館の設置となるものです。将来的には 5 館と予定しております。

- ・万殿委員、施行はいつからでしょうか。
- ・皆木補佐、4月1日からとなります。
- ・福田教育長、他にご質問等よろしいでしょうか。それではご意見がございませんので、議案第12号につきまして、原案どおり可決してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、異議なしと認め、議案第12号を可決いたします。

日程 第6 その他、

- ・福田教育長、日程第6その他に入らせていただきます。次回定例教育委員会の開催について。
 - ・福田教育長、28日、水曜日、時間は午前10時でよろしいか。
 - ・全員、よろしい。
 - ・福田教育長、それでは次回の定例教育委員会は4月28日、水曜日、午前10時からでお願いいたします。
- また、5月の定例教育委員会の開催について、5月定例教育委員会は、5月25日、火曜日、午前10時からの開催予定とさせていただきます。ご予定をお願いいたします。

日程 第7 閉会

- ・福田教育長、午前10時39分、3月定例教育委員会を閉会する。

会議記録者 氏 名	教育総務課 神 原 克 紀	会 議 錄 署 名	教育長 福 田 昌 弘 委 員 平 田 邦 義
--------------	------------------	--------------	----------------------------